

○国立大学法人秋田大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱  
要領

(平成 16 年 4 月 1 日学長裁定第 28 号)

改正

平成 27 年 3 月 30 日一部改正 平成 28 年 3 月 9 日一部改正

平成 29 年 3 月 24 日一部改正 平成 29 年 12 月 26 日一部改正

(目的)

第 1 条 この要領は、国立大学法人秋田大学政府調達事務取扱要領における大型設備の調達(国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和 55 年政令第 300 号)第 3 条第 1 項に規定する財務大臣の定める額以上の設備の調達をいう。以下同じ。)を行う場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(仕様策定委員会)

第 2 条 部局(「部局」とは、国立大学法人秋田大学会計実施細則(平成 16 年規則第 88 号。以下「会計実施細則」という。)第 12 条に規定する予算単位をいう。以下同じ。)において、大型設備の調達を行う場合には、その都度、調達しようとする設備(以下「設備」という。)の仕様の策定を行うため、当該部局に仕様策定の組織(以下「仕様策定委員会」という。)を設けるものとする。

- 2 仕様策定委員会の委員は、適正な仕様の策定を行い得る当該部局の職員のうちから、部局長(「部局長」とは、会計実施細則第 12 条に規定する予算単位の長をいう。ただし、総務企画課等にあつては、経理・調達課長とする。以下同じ。)が委嘱する。
- 3 部局長が必要と認めた場合は、他の部局又は他の大学等の職員を委員に委嘱することができる。この場合においては、あらかじめ当該他の部局又は他の大学等の長の同意を経なければならない。
- 4 委員の委嘱は、原則として 5 名以上とし、うち 1 名以上は部長、課長又は事務長等を委嘱しなければならない。
- 5 仕様策定委員会に、委員の互選により委員長を置く。
- 6 委員長は、仕様策定委員会を招集し、その議長となる。
- 7 2 部局以上の共同利用に係る設備の仕様策定に当たっては、当該部局間で協議して代表部局を定めるものとし、代表部局長は関係部局長と協議し、委員を委嘱するものとする。
- 8 部局長又は代表部局長は、委員の委嘱に当たっては、別紙様式 1 の委嘱状により、委員の任務を明らかにして行うものとする。

(仕様策定の審議)

第 3 条 仕様策定委員会は、仕様の策定に当たり次の各号に掲げる事項について、専門的観点から調査・検討するものとする。

- (1) 設備の機能及び性能等に関すること。
  - (2) 設備に関する関係資料等の収集に関すること。
  - (3) 設備の使用目的と調達予定機器の整合性に関すること。
  - (4) その他仕様の策定に関し必要と認める事項
- 2 仕様策定委員会は、関係資料等の収集に当たっては可能な限り多数の供給者から幅広く、かつ公平に行うものとする。
  - 3 仕様内容は、教育研究上の必要性に配慮し可能な限り必要最小限のものとし、競争性が確保されるような仕様を策定するものとする。
  - 4 仕様策定委員会により策定された仕様内容原案は、可能な限り多数の供給者に対して公平に説明会を開くなどにより説明を行い、供給者からの意見を聴取した上で仕様内容を決定するものとする。
  - 5 仕様策定委員会は、仕様の策定過程において、教育研究上の必要性により機種が特定されることが想定される場合には、仕様内容の決定前に、部局長の承認を得るものとする。
  - 6 仕様策定委員会は、開催の都度審議内容についての議事要旨を作成するものとする。  
(策定結果の報告)

第4条 仕様策定委員会は、仕様を策定したときは、前条第6項の議事要旨を添付して部局長に報告するものとする。

(技術審査)

- 第5条 部局長は、調達設備の技術審査を行う職員(以下「技術審査職員」という。)を委嘱するものとする。この場合においては、処理すべき事務の範囲を明らかにした書面を、交付するものとする。
- 2 部局長が必要と認めた場合は、他の大学等の職員に委任することができる。この場合においては、あらかじめ当該他の大学等の長の同意を経なければならない。
  - 3 技術審査職員は複数発令するものとする。
  - 4 技術審査職員と仕様策定委員会委員との重任は、原則として認めないものとする。

(技術審査の審議)

第6条 技術審査は、応札者の提案した設備が本学の仕様を満たしているか否かについて、応札者から提出された書類等に基づき行うほか、応札者から十分な説明を受けて行うものとする。

- 2 技術審査に当たっては、応札仕様の一覧表及び技術審査結果を記録するための技術審査表を作成するものとする。

(技術審査結果の報告)

第7条 技術審査職員は、技術審査の結果について報告書を作成し、前項の応札仕様の一覧表等を添付し、経理責任者に報告するものとする。

(応札者への通知)

第8条 経理責任者は、技術審査の結果、不合格となった応募者に対しては、別紙様式2により通知するものとする。

(評価・IRセンター等における仕様策定委員会の特例)

第9条 評価・IRセンター，教育推進総合センター，学生支援総合センター，高大接続センター，保健管理センター，産学連携推進機構，情報統括センター，バイオサイエンス教育・研究サポートセンター，放射性同位元素センター，環境安全センター，国際資源学教育研究センター，生体情報研究センター，地方創生センター，高齢者医療先端研究センター及び地（知）の拠点推進本部(以下「センター等」という。)における仕様策定委員会の委員は、第2条第2項の規定にかかわらず、当該センター等の長が他の部局長に委員適任者の推薦を依頼し、当該センター等所属の職員を含めて5名以上で組織する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年4月27日から実施し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年2月13日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年5月21日から実施し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 24 年 12 月 11 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 27 年 3 月 30 日一部改正)

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 28 年 3 月 9 日一部改正)

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 29 年 3 月 24 日一部改正)

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 29 年 12 月 26 日一部改正)

この要領は、平成 30 年 1 月 1 日から実施する。

別紙様式 1(第 2 条関係)

委嘱状

[別紙参照]

別紙様式 2(第 8 条関係)

[別紙参照]